

農地(空き家)所有者の手続きフロー

- ・空き家(農地)を空き家バンクに登録申請をします。(企画部定住戦略室)
- ・空き家に付属する農地の指定申請をします。(農業委員会)

- ・指定農地の現地調査後、農業委員会総会において審議されます。
- ・農地(空き家)所有者へ、農業委員会総会審議結果が通知されます。

当事者間で交渉・空き家の売買・貸借の契約

- ・農地法第3条許可申請書を農業委員会に提出します。
(農地(空き家)所有者
+ 農地(空き家)希望者)

- ・農業委員会総会審議後、農地法第3条許可書が発行されます。

※農地(空き家)希望者は、空き家バンクに利用登録のうえ、農地(空き家)所有者と交渉し、農地(空き屋)取得の手続をします。

空き屋バンクに関すること

企画部定住戦略室 ☎0228(22)1125